

調整水

〒763-0082
丸亀市土器町東9丁目283番地

検査結果書

No. W0161615-001
平成 28 年 7 月 4 日

株式会社ピリコ

様

水道法第20条に基づく厚生労働大臣登録検査機関登録番号第40号
〒760-0006 香川県高松市亀岡町9番20号
電話 087-834-5145
一般社団法人 香川県薬剤師会
検査センター

検査材料	調整水		
受付日	平成 28 年 6 月 28 日	採取年月日時	平成 28 年 6 月 28 日 13 時 35 分
検体名及び採取場所	調整水原水E UFボード浄水能力試験 (10,000L)		

依頼された検体について検査した結果は下記の通りであることを報告します。

検査項目	検査結果	単位	基準値
一般細菌	▲ 1.6×10 ⁴	個/ml	100個/ml 以下
大腸菌	検出せず	-	検出されないこと
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.9	mg/l	10mg/l 以下
鉄及びその化合物	▲ 0.34	mg/l	0.3mg/l 以下
塩化物イオン	8.9	mg/l	200mg/l 以下
カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	37.1	mg/l	300mg/l 以下
有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	1.7	mg/l	3mg/l 以下
pH値	7.6(24℃)	-	5.8以上8.6以下
味	-	-	異常でないこと
臭気	異常なし	-	異常でないこと
色度	▲ 11	度	5度以下
濁度	▲ 6.5	度	2度以下
	-以下余白-		

検査期間	平成 28 年 6 月 28 日 ~ 平成 28 年 7 月 4 日		
検査方法	平成15年7月22日 厚生労働省告示第261号	検査責任者	曾根正樹
判定	上記検査項目については、水質基準に適合しない (▲は、不適合を示す)		
備考			

調整水・UFボード処理水 (浄水能力試験 10,000L)

〒763-0082
丸亀市土器町東9丁目283番地

検査結果書

No. W0161615-002
平成 28 年 7 月 4 日

株式会社ピリコ

様

水道法第20条に基づく厚生労働大臣登録検査機関登録番号第40号
〒760-0006 香川県高松市亀岡町9番20号
電話 087-834-5145
一般社団法人 香川県薬剤師会
検査センター

検査材料	UFボード処理水A		
受付日	平成 28 年 6 月 28 日	採取年月日時	平成 28 年 6 月 28 日 13 時 40 分
検体名及び採取場所	UFボード処理水A UFボード浄水能力試験 (10,000L)		

依頼された検体について検査した結果は下記の通りであることを報告します。

検査項目	検査結果	単位	基準値
一般細菌	1	個/ml	100個/ml 以下
大腸菌	検出せず	-	検出されないこと
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.8	mg/l	10mg/l 以下
鉄及びその化合物	0.03未満	mg/l	0.3mg/l 以下
塩化物イオン	8.8	mg/l	200mg/l 以下
カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	34.9	mg/l	300mg/l 以下
有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	1.3	mg/l	3mg/l 以下
pH値	7.4(24℃)	-	5.8以上8.6以下
味	異常なし	-	異常でないこと
臭気	異常なし	-	異常でないこと
色度	1.6	度	5度以下
濁度	0.2	度	2度以下
	-以下余白-		

検査期間	平成 28 年 6 月 28 日 ~ 平成 28 年 7 月 4 日		
検査方法	平成15年7月22日 厚生労働省告示第261号	検査責任者	曾根正樹
判定	上記検査項目については、水質基準に適合する		
備考			

※UFボードは河川水を原水として生産しないでください。